

大洲市学校給食センター整備運営事業  
実施方針等に関する質問・意見に対する回答

平成22年10月8日

大 洲 市

- 本回答は、実施方針 2-3 (3) に基づき、平成22年9月29日(水)に開催した、「PFIセミナー及び実施方針に関する説明会」における質問および、平成22年9月23日(木)から10月4日(月)までの間で受け付けた実施方針等に関する質問に対する回答を公表するものです。
- 合計24件のご質問をいただきました。沢山のご質問、ありがとうございました。
- なお、回答作成に当たり、質問の順序については編集しておりますので、質問者毎の並びではないことをご了解ください。

大洲市学校給食センター整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	2	1-1(5)③	リクエスト献立やバイキング方式による給食の実施について、具体的にどのような実施方法を想定しているのでしょうか。	リクエスト献立は現在実施しており、児童等の要望も多いことから、より充実をしたいと考えています。今回の実施方針では、現状を踏まえたうえで、今後多様化するであろう、学校給食に対するニーズに対し、柔軟に対応できうる施設の姿を描いております。よって、記述は例示の範囲であり、「多様なニーズへの対応」に対する考え方や具体的な手法等、事業者の積極的な提案を求めるものです。
2	2	1-1(5)⑤	児童等の数の推移について、別紙1～3で平成28年度までは記載されていますが、それ以降の平成38年度までの予測に関する参考データあればご教示ください。	平成28年度までの児童等の数は、平成22年5月1日現在の住民基本台帳をもとに想定しています。従って、平成29年度以降の参考データはありません。
3	3	1-1(6)④	「発育段階に応じた対応」とありますが、具体的にどのような対応が必要となるのでしょうか。	栄養内容の基準については、学校給食実施基準別表「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」に基づき実施することになります。現在は、小学3・4年を基準として、量を調整するなどしています。児童等の発達段階に際し、個々の健康や生活活動等の実態、地域の実情等に十分配慮した運用について、市が作成する献立への対応を求めるものです。
4	3	1-1(6)④	アレルギーやアトピーを持つ児童等への給食の対応は、現在、どのようにされていますか。	アレルギーやアトピーを持つ児童等がいる学校に対して、使用食材を記入した献立を配付しています。 現在、除去食、代替食等の提供はしていません。
5	3	1-1(6)⑦	「省エネルギー化に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮する」とありますが、想定しているモデルケースや具体的な目標値があればご教示ください。	本事業においては、エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、従来の同内容の施設と比べ、エネルギー消費量を削減することを求めるものです。現状では、太陽光発電設備を想定しており、補助事業として採択されるよう検討しています。
6	3	1-1(6)⑧	「生ごみの減量化、再資源化及び廃棄物の適正な処理への対応を図ること。」とありますが、具体的な基準値等を想定されておりますか、ご教示ください。	事業者のご提案によります。
7	3	1-1(7)①(ウ)	「食器食缶等調達業務」とありますが、素材の指定があれば教示ください。	食器・食缶等については、今後、給食担当職員によるワーキンググループで協議し、要求水準書に参考仕様等を示しますが、これら参考仕様等を満足することを前提として、事業者にご提案を求めるものです。

大洲市学校給食センター整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
8	4	1-1(7)②(キ)	警備業務は、機械警備でよろしいでしょうか。	警備業務は、機械警備を想定していますが、よりよい警備方法等についてご提案をいただくことは可能です。
9	4	1-1(7)③	米飯が本事業の運営業務に含まれない場合ならびに給食センターにパンが搬入されてパンの配送が本事業の運営業務に含まれる場合は、異物混入リスク(調理、配送等)が明確にならないので、牛乳と同様に愛媛県学校給食会より委託された業者の学校等への直接搬入としてください。	委託された業者(市⇒県学校給食会⇒委託業者)により、米飯は、食缶に詰められた状態、パンは、製造し包装された状態でそれぞれ事業者および学校給食センターに引き渡されます。よって、米飯およびパンの異物混入リスクは、市側(委託された業者)にあると考えます。したがって、配送・回送業務については、実施方針に示すとおりとします。なお、リスク分担の詳細は、事業契約書(案)で示します。
10	4	1-1(7)③	※1の米飯について、市側が想定している、(事業者が)(財)愛媛県学校給食会より委託された業者へ引き取りに行き各学校へ搬入するケースと、※2のパンについて、学校給食センターへ搬入されるケースとありますが、この場合、米飯でもパンにおいても対象校、提供食数は同一との理解でよろしいでしょうか。また米飯は引き取り、パンは搬入されると方法が異なりますが、統一する可能性はありますでしょうか。	米飯およびパンの配送対象校、提供食数は同一です。米飯は引き取り、パンは搬入される方法の統一については、現在検討中であり、要求水準書において示します。米飯およびパンの配送・回送業務については、実施方針に示すとおりとします。なお、リスク分担の詳細は、事業契約書(案)で示します。
11	4	1-1(7)③(オ)	「事業者の所有またはリースした7台の配送車」とありますが、配送車の台数は指定でしょうか。	市としては、給食調理後2時間以内で、可能な限り早く適温で児童等が給食を食べることができる配送体制を確保したいと考えており、現状の配送状況及び新規配送校へのルート等を検討し、7台と想定しています。よりよい配送方法等についてご提案をいただくことは可能です。
12	4	1-1(7)③(ケ)	開業準備期間中に大洲及び肱川学校給食センターからの引越業務も含まれるのでしょうか。	大洲及び肱川学校給食センターからの引越し業務は本事業の範囲外です。
13	4	1-1(8)(ウ)	献立は、単一献立でしょうか、複数献立でしょうか、ご教示ください。	献立は、単一献立を考えています。
14	5	1-1(11)①(ア)	建設一時金(交付金および起債)の額は、施設整備費に対してどの程度を想定されて、いつ支払われるのでしょうか。また、その「定める額」の公表はいつ行われるのでしょうか。	事業契約書(案)で示します。なお、市は、交付金、国庫補助金及び起債の交付を想定するものであり、一定の建設一時金が支払われることを前提として、提案金額の提案を行ってください。

大洲市学校給食センター整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
15	5	1-1(11)①(ア)	「①本施設の設計及び建設の対価」中、「(ア)市は、本施設の建設に係る交付金及び起債が適用可能な範囲については、事業者に対して、定める額を建設一時金として支払う」とされていますが、建設一時金の現段階での予定支払スケジュールについてご教示下さい。 もし、施工期間中の支払いを想定されているのであれば、前払金としての支払いをご検討いただけないでしょうか。	No.14をご確認ください。
16	6	1-1(12)④	開業準備期間中の食事提供サービスを伴わない期間の開業準備に伴う費用ならびに対価の支払についてのお考えをご教示ください。	本施設の引渡し・所有権移転の翌日以降は、開業準備期間であっても、維持管理業務及び運営業務期間の一部とするものです。 よって、開業準備に伴う費用はサービス対価として、支払います。 想定される費用については、事業者のご提案によります。
17	8	-	本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等の予定価格の公表は行うのでしょうか。	特定事業選定の公表時においては、PSC及びPFIの算定条件・金額及びVFMの公表を予定しています。なお、現在のところ、予定価格の公表を行う予定はありません。
18	12	2-4(1)②	SPCへの出資について、出資構成や出資割合について基準はあるのでしょうか。	代表企業が、SPCの総株主の議決権のうち最大の割合を保有するであるとともに、応募者及び応募グループが保有する議決権の合計割合が、SPCの総株主の議決権の2分の1を超えることを条件とします。
19	13	2-4(2)③(ウ)	「HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。」となっていますが、必要な知識とは具体的にどのようなことでしょうか。ご教示ください。	本事業では、HACCPの認証取得そのものを求めるものではなく、認証施設と同水準の衛生管理システムの構築を求めるものです。また、HACCP対応施設の設計実績があれば要件を満たすと考えられますが、同類(ドライ対応学校給食施設や民間調理施設)設計実績や、HACCPに関する出版等実績、講習会等による認定資格等も、要件を満たすものと考えます。
20	14	2-4(2)④(イ)f	「参加資格要件工事」の内容・規模等をご教示ください。	延床面積2,500㎡以上の建築物に対する元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであることです。
21	14	2-4(2)④(イ)f	「参加資格要件工事の施工の実績を有していること。」と有りますが、具体的な施行実績の基準があればご教示ください。	No.20をご確認ください。

大洲市学校給食センター整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
22	15	2-4(2)⑥(ア)	「HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。」となっておりますが、必要な知識とは具体的にどのようなことでしょうか。ご教示ください。	本事業では、HACCPの認証取得そのものを求めるものではなく、認証施設と同水準の衛生管理システムの構築を求めるものです。また、HACCP対応施設の運営実績があれば要件を満たすと考えられますが、同類(ドライ対応学校給食施設や民間調理施設)運営実績や、HACCPに関する出版等実績、講習会等による認定資格等も、要件を満たすものと考えます。
23	19	3-2	施設供用前のインフレ・デフレに関する物価変動リスクは事業者の負担となっておりますが、大幅な価格変動に対して物価スライド条項の適用を組み入れていただきたい。	ご要望を踏まえ、再度検討し、事業契約書(案)に示します。
24	21	4-1(3)、(7)	隣接道路、上水道、排水路等のインフラ整備期間と施設(大洲市学校給食センター)整備期間との重複期間は無いと理解でよろしいのでしょうか。	事業者が実施する新センター整備と市が実施する基盤整備事業との施工時期が、重複する期間があると想定しています。事業者決定後、スケジュールの調整を行います。